

令和5年度食品産業向けの補助事業（施設整備等）に係るご案内

松阪市産業支援センターの中津です。

この補助事業の対象者になりうると考えられる皆さんに情報をお送りいたします。

先ほど、三重県より HACCP に関する補助事業の活用をする前に必要な要望調査が始まりました。

今回の調査に対応をいただかないと HACCP に関する表記の補助事業を活用することができないようですので、補助事業の活用を検討される場合は必ず担当部署に連絡を入れ関係書類の提出を行ってください。

1.事業内容：

輸出向け HACCP 等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応や、検疫・添加物等の規制への対応に取り組む食品製造事業者が行う施設や機器の整備、コンサルや認証取得等に必要な費用を補助。

2.事業対象者：

輸出を行う計画をもつ食品製造業者、食品加工業者、食品流通事業者、中間加工業者など。個人事業者も含む。

3.要望調査期間：

令和5年9月21日（木）17時まで ※必着

要望する場合は、可能な限り早めに下記問い合わせ先までご連絡をお願いします。

4.問い合わせ先：

三重県雇用経済部 県産品振興課 担当：田上、伊藤、植村

電話：059-224-2336

詳細は下記 URL をご覧ください

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000162_00001.htm

松阪市産業文化部商工政策課

松阪市産業支援センター

センター長兼産業支援特命監 中津 平一

515-0084

松阪市日野町 788 カリヨンプラザ 1 階

TEL 0598-25-6520 FAX 0598-25-6521

E-mail san.shien@city.matsusaka.mie.jp
